

# 文ヶ岡小学校いじめ防止基本方針にのっとった取組み

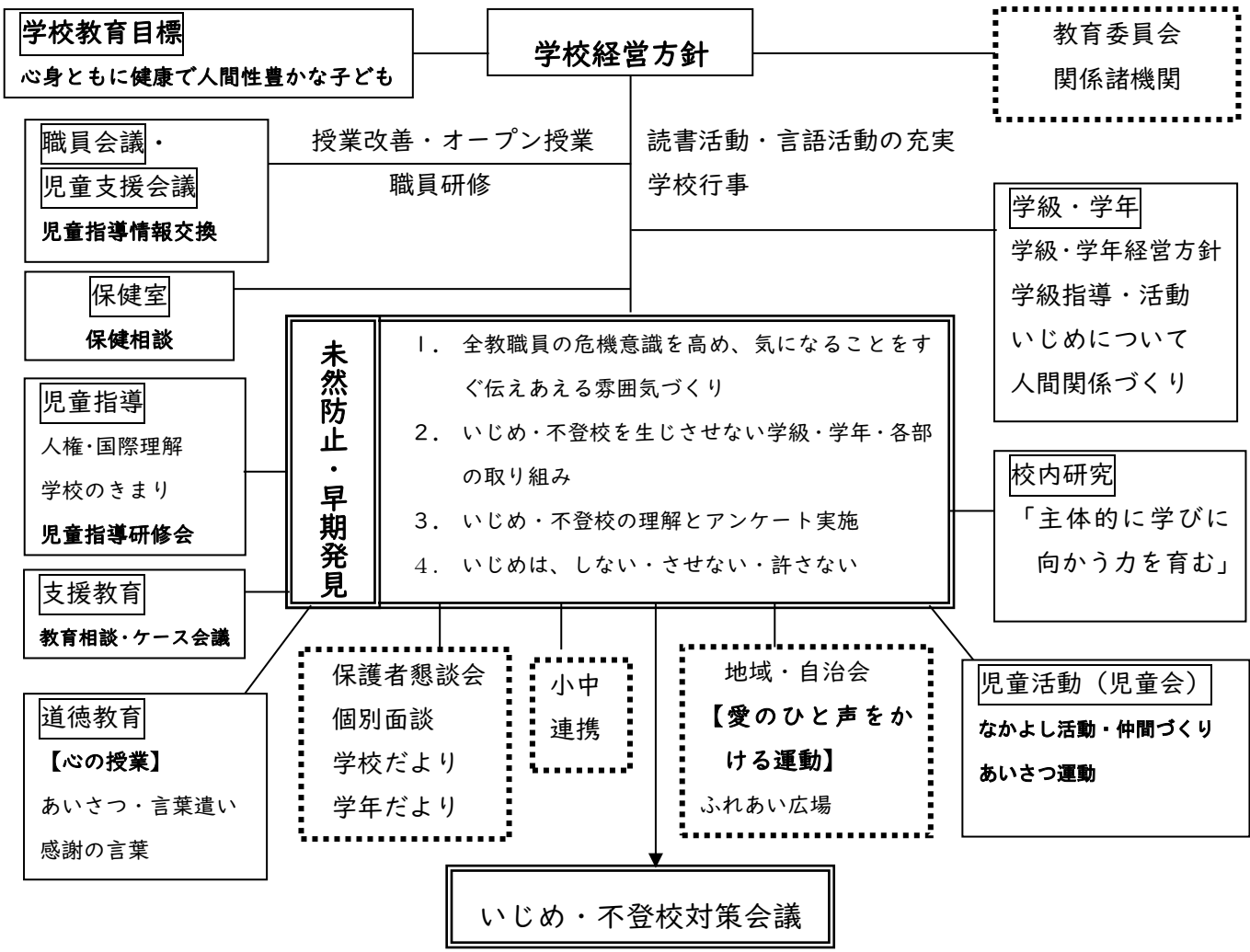
## 1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
 （いじめ防止対策推進法）

上記の定義を受けて、本校では「いじめは、どの子にも、どの学級にも起こりうるものであり、子どもの心や体を深く傷付けるものである」という認識に立ち、全校の児童が明るく楽しい学校生活を送る事ができるように、全職員が高い人権意識をもち、児童に対して「いじめは、しない・させない・許さない」という姿勢をもって取り組んでいくことを確認する。

## いじめ・不登校を生まない土壌づくり

〈組織としての取組み〉



## 早期発見のとりくみ

### アンテナを張る

- ◆ 朝の健康観察などで、児童の様子(表情,服装等)に気を配る。
- ◆ 授業中だけでなく休み時間、給食時間、放課後の児童の様子に気を配る。
- ◆ 日常の児童たちの発言に注意する。
- ◆ 保護者からの情報を得る。
- ◆ 教職員相互の情報交換を行う。{担任・専科・養護教諭・相談員・寺子屋支援員}
- ◆ 学校生活アンケート実施・相談機関のカード配付

情報を確実に『いじめ・不登校対策会議』に伝える

## 生じた場合の対応の流れ ..... 担任1人ではなく組織で対応

